



Tottori Pref.

東日本大震災 避難者等総合支援チーム会議

日時:2月2日(月)13:10~

場所:議会棟3階 第12会議室

次 第

I あいさつ

II 議事

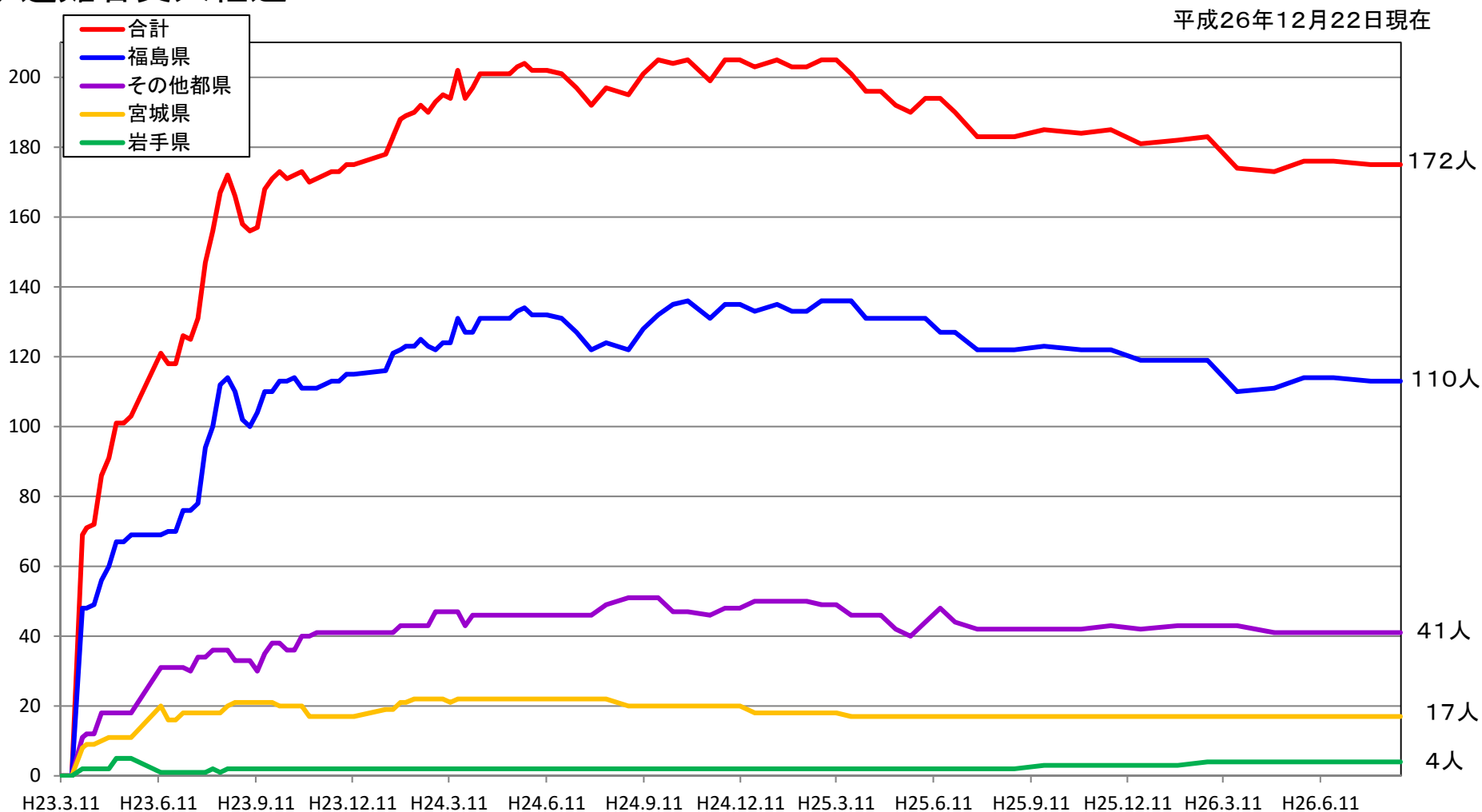
- (1) 避難者の受入れ状況
- (2) これまでの被災地支援(職員派遣)
- (3) 県の支援状況
- (4) 各市町村の支援状況
- (5) その他の報告

避難者の受入れ状況

◆現在の本県への避難者数

72世帯 172人(平成26年12月22日時点)

◆避難者受入経過



避難者の受入れ状況

◆市町村における受入状況(平成26年12月22日現在)

(単位:人)

	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	若桜町	三朝町	琴浦町	北栄町	大山町	南部町	伯耆町	日南町	計
岩手県	1	3											4
宮城県	8	1	3	3							2		17
福島県	62	13	7	4	2	3	3	4	4	5		3	110
茨城県	3		4							3			10
栃木県	1												1
千葉県	7	2				3							12
埼玉県	8												8
東京都	7	3											10
計	97	22	14	7	2	6	3	4	4	8	2	3	172

※岩美町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、日吉津村、日野町、江府町は避難者の受入れなし

これまでの被災地支援（職員派遣）

区分	取組内容・成果	今後の予定
被災地への職員派遣(県)(人事企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合と連携し、カウンターパート方式により宮城県へ土木技師等8名を派遣 ※災害応援隊や被災地復旧のための職員派遣など、現在まで延べ683名を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会、被災県等の要請に応じて対応
被災地への職員派遣(市町村)(地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県から全国市長会、町村会を通じて依頼されている被災市町村への市町村職員の長期派遣について、県も全市町村に対し協力要請 →被災県との連絡調整、職員派遣に係る実務協力、参考事例の個別提供等を実施 →これまでの派遣実績延べ12名 <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度の派遣実績3名 (北栄町1名・大山町1名→宮城県南三陸町) (伯耆町1名→宮城県山元町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き来年度の派遣も含めて、各市町村に対し協力を要請中 <p>(参考)H26年8月29日 被災3県及び宮城県南三陸町長が継続要請のため来県(知事)</p>
スクールカウンセラーの派遣(教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市の小中学生の心のケアを行うため、H23年度以降、継続派遣 (H23～H25 延べ156日間) ・今年度も12月末までに延べ20日間派遣 (1月以降も延べ10日間派遣予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県の要請に応じて対応

県の支援策一覧（1）

支援内容	取組内容・成果	H27年度予算案
<p>東日本大震災避難被災者生活支援金の支給 (福祉保健課) 【継続】</p>	<p>【対象】 本県に1ヶ月以上居住する世帯(者) 【支給額】 一世帯につき30万円、単身者は15万円。ただし親類宅等に居住の場合は、それぞれ20万円、10万円。 【支給実績】(H26.12時点) H23年度 85世帯 20,050千円 H24年度 15世帯 3,400千円 H25年度 8世帯 1,500千円 H26年度 2世帯 450千円</p>	<p>予算案 1,200千円</p>
<p>東日本大震災避難被災者生活再建支援金の支給 (福祉保健課) 【継続】</p>	<p>【対象】 東日本大震災避難被災者生活支援金の受給世帯構成員で、本県に引き続き6ヶ月以上居住する者 【支給額】 1人あたり5万円 【支給実績】(H26.12時点) H25年度 137人 6,850千円 H26年度 6人 300千円</p>	<p>予算案 1,150千円</p>

県の支援策一覧（2）

支援内容	取組内容・成果	H27年度予算案												
<p>県営住宅等の提供（住まいまちづくり課・財源確保推進課） 【期間延長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【変更】入居期間を「入居の日から4年間」から「平成31年3月末まで」に延長（最長8年間） ・県営住宅の家賃を免除 ・県職員住宅についても同様 ・民間賃貸住宅の借上げについても同様 <p>平成30年時点で被災地の復興状況や入居者の事情等を踏まえ、供与期間等を再整理。</p> <p>【入居状況】（H26.12時点）</p> <table border="1" data-bbox="638 858 1485 1283"> <thead> <tr> <th>避難先</th> <th>入居者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅</td> <td>41名（13世帯）</td> </tr> <tr> <td>市町村営住宅</td> <td>16名（6世帯）</td> </tr> <tr> <td>県職員宿舎</td> <td>10名（7世帯）</td> </tr> <tr> <td>教職員宿舎</td> <td>1名（1世帯）</td> </tr> <tr> <td>民間住宅（県借上）</td> <td>5名（2世帯）</td> </tr> </tbody> </table>	避難先	入居者数	県営住宅	41名（13世帯）	市町村営住宅	16名（6世帯）	県職員宿舎	10名（7世帯）	教職員宿舎	1名（1世帯）	民間住宅（県借上）	5名（2世帯）	<p>【民間賃貸住宅借上】 予算案 888千円</p>
避難先	入居者数													
県営住宅	41名（13世帯）													
市町村営住宅	16名（6世帯）													
県職員宿舎	10名（7世帯）													
教職員宿舎	1名（1世帯）													
民間住宅（県借上）	5名（2世帯）													

県の支援策一覧（3）

支援内容	取組内容・成果	H27年度予算案												
<p>ミドル・シニア仕事ぶらざにおける被災者就職支援 (雇用人材総室) 【継続】</p>	<p>・年齢を限定せず、震災以降被災者の就職相談に応じている。 (本来は概ね40歳以上が対象)</p> <p>【実績】(H26.12時点) H25年度 50代女性 1名(就業中) 60代男性 1名(H26.3帰還) H26年度 求職者登録なし</p>	<p>—</p>												
<p>農林水産業への就業支援 (経営支援課) 【継続】</p>	<p>・被災者を雇用した事業者への研修費用助成 (既存制度を被災者向けに条件緩和)</p> <p>【就業の例】 ・農業 種まき、植え付け、農薬散布、収穫等の栽培管理作業 賃金:145,000円/月(上限) など</p> <p>【実績】 なし</p> <p>※その他にも既存制度をHPで周知</p>	<table border="0"> <tr> <td>【農業】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 予算案</td> <td>122,494千円</td> </tr> <tr> <td>【林業】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 予算案</td> <td>104,383千円</td> </tr> <tr> <td>【漁業】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 予算案</td> <td>55,976千円</td> </tr> </table>	【農業】		予算案	122,494千円	【林業】		予算案	104,383千円	【漁業】		予算案	55,976千円
【農業】														
予算案	122,494千円													
【林業】														
予算案	104,383千円													
【漁業】														
予算案	55,976千円													

県の支援策一覧（４）

支援内容	取組内容・成果	H27年度予算案												
県立図書館での被災者への情報提供（県立図書館） 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県、宮城県、福島県の地方紙を県立図書館、倉吉市立図書館、米子市立図書館で配架 ・宮城県と福島県のタウン誌を県立図書館で配架 	—												
子どもの心のケアの実施 （青少年・家庭課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課） 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談センター、児童相談所での相談対応 【実績】相談件数（H26.12時点） H23年度 2名 H24年度以降 継続1名 ・スクールカウンセラーによる被災児童・生徒の心のケアの実施（各学校で対応） 	—												
県立高等学校の入学料等の免除（高等学校課） 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校の入学選抜手数料（2, 200円）、入学料（5, 550円）の免除 【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学料</th> <th>入学選抜手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>2名</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>0名</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table>		入学料	入学選抜手数料	H23年度	3名	3名	H24年度	2名	0名	H25年度	0名	0名	—
	入学料	入学選抜手数料												
H23年度	3名	3名												
H24年度	2名	0名												
H25年度	0名	0名												

県の支援策一覧（５）

支援内容	取組内容・成果	H27年度予算案
幼稚園、保育所の保育料の助成 （子育て応援課） 【継続】	・保育所徴収金（保育料）の減免を行った市町村への補助 ◆補助率 定額（市町村が減額した額） 【実績】 平成23年度 なし 平成24年度 1市（3名） 平成25年度 1町（1名） 平成26年度 4市町（13名）	予算案 1,683千円
子育て支援 （子育て応援課） 【継続】	・とっとり子育て応援パスポート ※住民票が県外にある方でも申請可 【実績】 （H26.12時点） H23年度 2名 H24年度 1名 ※H25年度以降なし	—

県の支援策一覧（6）

支援内容	取組内容・成果	H27年度予算案																				
<p>幼稚園、保育所の保育料、小中学校への学用品・通学費等の助成（小中学校課） 【継続】</p>	<p>・幼稚園（公・私立）及び小・中学校（国・公・私立）に通う幼児・児童生徒への援助を行った市町村への補助 ◆補助率 10／10</p> <p>【実績】（H26.12時点）</p> <table border="1" data-bbox="674 660 1507 983"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>4件</td> <td>13件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>4件</td> <td>11件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>2件</td> <td>8件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>3件</td> <td>8件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H26年度は見込み。</p>		幼稚園	小学校	中学校	H23年度	4件	13件	2件	H24年度	4件	11件	1件	H25年度	2件	8件	1件	H26年度	3件	8件	1件	<p>予算案 1,364千円</p>
	幼稚園	小学校	中学校																			
H23年度	4件	13件	2件																			
H24年度	4件	11件	1件																			
H25年度	2件	8件	1件																			
H26年度	3件	8件	1件																			

県の支援策一覧（7）

支援内容	取組内容・成果	H27年度予算案
<p>特別支援学校等の学用品、通学費等の助成(特別支援教育課) 【継続】</p>	<p>【特別支援学校】 ・被災した幼児児童生徒の保護者に対するの補助 ◆補助率 保護者等の経済的負担能力に応じて支給</p> <p>【特別支援学級】 ・被災した児童生徒の保護者へ助成した市町村への補助 ◆補助率 10/10(市町村が支給した額)</p>	<p>予算案 81千円</p>
<p>民間支援団体への業務委託(総務課) 【継続】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者交流会の実施 ・避難者の相談窓口の設置等 ・支援者のネットワーク化 ・広報紙の発行 ・学校、地域等への理解啓発活動 など 	<p>予算案 9,855千円</p>

市町村の支援策一覧

市町村	支援策
鳥取市	支援策あり ※別紙参照
若桜町	無し
倉吉市	水道料、下水道料金減免 市営住宅家賃減免 国保料減免 保育園保育料減免 幼稚園保育料減免
三朝町	無し
北栄町	無し
琴浦町	無し
米子市	支援策あり ※別紙参照
境港市	支援策あり ※別紙参照
大山町	無し
南部町	町営住宅無償提供 水道料金、下水道料金減免 就学援助費の助成(小中学校)
伯耆町	無し
日南町	無し

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(1)

支援策	内容
住民票の写しなどの発行手数料の減免措置	窓口請求の場合、被災された方が転入後、鳥取市の住民票の写しなどが必要な場合、り災証明書の有無にかかわらず、当面の間、発行手数料を免除する。 また、被災された方が戸籍謄本などを鳥取市に郵便請求された場合も、請求事由により、当面の間、免除する。
市税の課税免除	災害前の住居に居住することができなくなった者又は福島原子力発電所の事故に伴い避難措置若しくは屋内退避を講じられた者のうち、鳥取県から居住地の提供の支援を受ける者について、鳥取県営住宅等に入居するまでの間、旅館・ホテル滞在時の鉱泉浴場(温泉)の入湯に係る入湯税の課税を免除する。
震災・救済・被災者受け入れ相談	震災・救済・被災者受け入れ相談を行う。 (1)受け入れ相談(ワンストップ) (2)住宅の確保 (3)情報発信
広報	被災者支援に関する情報を、市HP、CATVを通じて情報提供するとともに、報道機関への資料提供などを行う。
介護保険施設受け入れ相談	鳥取市内の介護保険施設や養護老人施設への入所申し込み相談を受け付ける。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(2)

支援策	内容
介護保険サービスに関する相談	被災地から鳥取市内に避難された方で、介護保険について相談にお応えする。 介護保険料の減免や猶予、サービス利用料等の支払いの猶予などができる。
障がい者福祉に関する相談	被災地から市内に避難された方で、障がいがある方に対する相談対応を行う。
生活保護の決定と保護費の支給	避難等により本来の居住地に帰来できない被災者に対し、必要に応じて生活保護を適用し、保護費を支給する。 ただし、本来の居住地に資産がある場合、またその後の調査で資力が判明した場合等においては、生活保護法第63条による費用返済義務が生ずることがある。
国民健康保険料の軽減	被災者の転入後、国民健康保険料の支払い能力が回復する見込みがない場合、減免などの軽減措置を行う。
医療費の一部負担金の支払い免除	福島原発事故による警戒区域等から避難された方で、一部負担金の支払い免除(ただし、入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く)を受けるには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要。 【免除期間】平成27年2月末まで

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(3)

支援策	内容
特定健康診査等の受診	被災地から鳥取市内に避難された方で、国保特定健診及び特定保健指導並びに75歳以上の方が受診する健康検査、鳥取市各種がん検診の受診を希望される方への対応を行う。
保育園・幼稚園への受け入れ 並びに保育料軽減	被災地から市内に避難された幼児の保育を確保するため、保育園等を利用できるよう対応を行う。 ※条件あり
健康相談	被災地から鳥取市内に避難された方の健康不安への相談対応を行う。
子どもの予防接種	被災地から鳥取市内に避難された妊産婦や乳幼児の保護者からの申し出に基づき、予防接種法に基づく定期の予防接種(三種混合、二種混合、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、BCG、四種混合、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)について、市公費負担により予防接種を実施する。
母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の母子保健サービス	被災地から鳥取市内に避難された妊産婦や乳幼児の保護者からの申し出に基づき、母子健康手帳の交付や、妊婦健康診査受診券の交付、乳幼児健康診査(3~4か月児、6か月児、9~10か月児、1歳6か月児、3歳児)、育児相談、訪問指導等の母子保健サービスを実施する。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(4)

支援策	内容
要保護・要支援児童の受入相談支援及び児童の発達相談支援	被災により、現に監督し、保護している保護者のいない児童(18歳未満)及び保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童に対する支援を行う。 また、児童の発達に関する相談支援を行う。
職業紹介等就業支援	被災地から避難された者に対し、無料職業紹介等の就業支援を行う。
有料指定袋の無料交付	被災地から市内に避難された方に、市指定の家庭ごみ有料指定袋を無料交付する。
市営住宅の提供	【対象】 東日本大震災により住宅が滅失し、もしくは住宅が著しく損壊したために当該住宅に引き続き居住することができない、又は原子力発電所事故による避難指示により緊急に住宅からの避難を余儀なくされている方。 【入居期間】 入居の日から4年間 【家賃】 無償
児童生徒等の学校への受け入れ	被災地から鳥取市内に避難された児童生徒の就学機会を確保するため、住民票の異動がなくても市立小・中学校に就学できるよう対応する。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(5)

支援策	内容
遠距離通学費補助制度	バス若しくは自家用車等での通学が必要となる場合は、遠距離通学費補助制度を適用する。
教科書の無償給与	就学校で必要となる教科書については、無償給与する。
学用品	授業を受けるため必要となる学用品等については、できるだけ学校側で揃えるよう配慮する。
精神面のケア	児童生徒の精神面のケアについては、各中学校区に配置されたスクールカウンセラーを中心に行う。
就学援助費の支給	特に必要があると認められる場合は、就学援助費の支給対象とする。
水道料金の減免	被災者の方が、鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の上水道給水区域内の公営住宅、一般住宅に入居された場合、入居期間の水道料金を無料とする減免措置を実施する。 減免期間は、市が市営住宅家賃を減免とする期間を対象とする。

市町村の支援策一覧

◆鳥取市の支援策一覧(6)

支援策	内容
水道料金の減免	被災者の方が、鳥取市営簡易水道給水区域内の公営住宅、一般住宅に入居された場合、入居期間の水道料金を無料とする減免措置を実施する。 減免期間は、市が市営住宅家賃を減免とする期間を対象とする。
下水道使用料及び集落排水施設使用料の減免措置	被災地から市内に避難された方が公営住宅、一般住宅に入居された場合、下水道等使用料を無料とする減免措置を実施する。 減免期間は、市が市営住宅家賃を減免とする期間を対象とする。

市町村の支援策一覧

◆米子市の支援策一覧

支援策	内容
住宅支援	市営住宅を無償提供(敷金免除) ※光熱費、共益費は入居者負担
小中学校への就学支援	既存の「準要保護児童就学援助事業」を活用し、避難者という状況を勘案し認定。学用品費、医療扶助費、給食費などが対象。
市税、保険年金等の納付	市税等の納付が困難な場合の相談受付(徴収猶予、減免等)
使用料・利用料等の減免	以下のものを減免 <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金 ・下水道料金 ・米子市可燃ごみ指定袋 軽減対象者に(大袋)40枚を上限として支給 ※軽減対象者・・・福祉サービスを受けておられる方や2歳未満の乳幼児がおられる世帯 ・福祉、保健サービス利用料等 ・各種交付手数料
無償提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅に入居された避難者に対する生活用品の提供 ・米子市可燃ごみ指定袋の提供・・・避難当初に1世帯(中袋)10枚 ・市内企業からの提供品の進呈

市町村の支援策一覧

◆境港市の支援策一覧

支援策	内容
可燃ごみ指定袋の無料配布	1世帯当たり、可燃ごみ指定袋100枚を無料で配布する。
下水道使用料の減免	被災者世帯の下水道使用料を減免する。
保育料の減免	被災者の保育料を減免する。
福祉・保健サービス利用料等の減免	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険料の支払い能力が回復する見込がない場合、減免などの軽減措置を行う。・福祉サービスについて、被災者の状況に応じた必要な支援を行えるよう相談に応じる。
小中学校への就学支援	住民票の移動がなくても市立小・中学校に就学できるよう対応する。